

平成23年8月砺波広域圏事務組合議会定例会会議録（第1号）

1 議事日程

日程第1 議席の指定について

〃 第2 議席の一部変更について

〃 第3 会議録署名議員の指名について

〃 第4 会期の決定について

〃 第5 常任委員会委員の選任について

〃 第6 議案第14号から議案第17号まで、平成23年度砺波広域圏事務組合農業共済事業特別会計補正予算（第1号）外3件並びに報告第3号、報告第4号、認定第1号及び認定第2号決算の認定を求めることについて  
（提案理由説明）

〃 第7 一般質問、質疑、委員会付託について

1 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

1 開議及び閉議の日時

平成23年8月25日 午前 9時32分

平成23年8月25日 午前11時36分

1 出席議員（12名）

1番 山田 勉

2番 稲垣 修

3番 浅田 裕二

4番 片岸 博

5番 林 忠男

6番 水木 猛

7番 江守 俊光

8番 城岸 一明

9番 且見 公順

10番 堀田 信一

11番 山森 文夫

12番 池田 守正

1 欠席議員

なし

1 説明のため議場に出席した者の職、氏名

管 理 者	上田 信雅	副 管 理 者	田中 幹夫
監 査 委 員	高桑 俊介	会 計 管 理 者	宮崎 保治
事 務 局 長	宮本 隆志	農 業 共 済 セ ン タ ー 所 長	森田 智之
水 道 事 業 所 長	中嶋 学	ク リ ー ン セ ン タ ー と な み 所 長 代 理	松山 勉
南 砺 リ サ イ ク ル セ ン タ ー 所 長	山本 一男	総 務 課 長	石崎 彰
農 済 事 業 推 進 課 長	金平 聡	水 道 業 務 課 長	八田 浩資

1 職務のため議場に出席した事務局職員

総務課主幹 村井 一仁 企画係長 本田 幸雄

1 会議の経過

午前 9時32分 開議

○議長（且見君） ただいまの出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成23年8月砺波広域圏事務組合議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

○議長（且見君） 日程に入るに先立ち、始めに、このたびの井上議員の砺波広域圏事務組合議会議員辞職に伴い、後任として砺波広域圏事務組合議会議員に新たに当選されました方をご紹介いたします。

稲垣 修 君 であります。

○議長（且見君） 次に、報告事項を申し上げます。お手元に配付のとおり監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により実施した例月出納検査及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により実施した資金不足比率の審査の報告をそれぞれ受けておりますので、ご確認をお願い申し上げます。

○議長（且見君） これより、本日の日程に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

今回、新たに当選されました稲垣議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、ただ今ご着席のとおり指定いたします。

○議長（且見君） 次に、日程第2、議席の一部変更についてを議題といたします。

今回、新たに当選されました稲垣議員の議席の指定に関連し、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

変更した議席は、お手元に配付の議席表のとおりであります。

○議長（且見君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において

2番 稲垣 修 君

3番 浅田 裕二 君

を指名いたします。

○議長（且見君） 次に、日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本8月定例会の会期は、本日から26日までの2日間といたしたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から26日までの2日間と決定いたしました。

○議長（且見君） 次に、日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

新たに当選されました稲垣議員の常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、産業経済常任委員会委員に

2番 稲垣 修 君 を指名いたしたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしましたとおりに、常任委員会委員に選任することに決しました。

○議長（且見君） 次に、日程第6、議案第14号、平成23年度砺波広域圏事務組合農業共済事業特別会計補正予算（第1号）外3件並びに報告第3号、報告第4号、認定第1号及び認定第2号決算の認定を求めることについてを議題といた

します。

提案理由の説明を求めます。

管理者 上田 信雅 君

[管理者 上田 信雅 君 登壇]

○議長（且見君） 本日ここに、平成23年度特別会計の補正予算案及び平成22年度決算等についてご審議願いたく、砺波広域圏事務組合議会8月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

まず、議案説明に先立ち、主な事業の進捗状況等について申し上げます。

最初に、平成24年度主要施策の要望につきましては、8月9日に、地域づくりの基盤となる社会資本整備の推進、道路・河川の整備など、14項目の広域的なプロジェクト事業を中心に、中央省庁へ提案・要望をいたしました。

また、県へは、国への要望項目に主要地方道の改良促進など、県への要望項目を追加して、7月14日に実施いたしております。

次に、クリーンセンターとなみについて申し上げます。

ごみ処理状況につきましては、平成15年度の18,000トン进行ピークに、可燃ごみ量は、分別収集や市民のごみ減量化意識の浸透などにより、減少傾向が続いておりましたが、平成22年度では16,400トン余りで前年度に比べ、562トン、率にして3.5%増加いたしました。

これは人口が横ばいながらも、世帯数が平成22年度中にプラス0.6%とわずかに増えたことや、リーマンショック

以降冷え込んでいた個人消費や企業の経済活動がやや持ち直したことなどによるものと考えております。

今年度の施設の点検・整備につきましては、焼却炉の定期整備や粗大ごみ処理施設の補修などを行い、施設の安定的、かつ円滑な運転に努めてまいりたいと考えております。

次に、南砺リサイクルセンターについて申し上げます。

昨年度は7,600トン余りの可燃ごみを受け入れ、それを原材料として3,550トンの固形燃料を製造いたしました。資源ごみ等の分を含めた循環資源化率は、96%を達成しております。

今年度の施設整備につきましては、第一次破碎機刃物交換工事及び破袋機刃物交換工事などを順次発注いたしております。

以上、両施設とも安全を最優先としながら、循環型社会の形成、地域の環境保全に努めるとともに、運転経費の節減を図ってまいりたいと考えております。

次に、砺波地域情報センターについて申し上げます。

砺波市と南砺市の観光・商工の担当者及び観光協会、商工会議所・商工会などとの連携を取りながら、砺波地域の観光PRや企業誘致のため、情報の受発信を行い、中京圏内からの交流人口拡大や効果的な事業展開に努めております。

具体的には、両市が行う観光キャンペーンやマスコミに対しての情報提供、名古屋市にある北陸銀行金山橋支店壁面の巨大広告などによる観光PR事業や、両市商工関係者並びに東海となみ野会などとの交流を図りながら、中京圏の企業情報収集などを行っております。

今年3月に設置しました巨大広告であります。チューリ

ップフェアをメインにした看板から、となみ平野の散居村や五箇山の合掌造りの景観を大きく紹介したものに貼り替え、「となみ野で、いっぷく」というキャッチコピーを添えて砺波地域をPRしております。

今後、秋・冬の題材で2回の貼り替えを予定し、さらに砺波地域への関心が高まるよう宣伝してまいります。

また、東海となみ野会では、4月30日、昨年に引き続き「ふるさと訪問バスツアー」が実施されました。あいにくの雨模様となりましたが、会員やその友人の方々など34名の参加があり、信仰と木彫りの里「井波」を散策されたり、庄川峡遊覧やチューリップフェアなどを楽しまれるとともに、ふるさとの味を堪能し、となみ野の素晴らしさを実感していただきました。

また、8月6日には、会員相互の交流を深めるため名古屋市内のホテルにおいて46名の参加のもと「交流会」が行われました。

このほか、東海となみ野会だよりを年2回発行しており、7月には第5号を発行いたしました。会員の連帯意識を高めるとともに、砺波地域との結びつきを維持しながら、ふるさとに関する情報の提供に努めております。また、両市の広報担当課にも協力いただき、毎月会員の方々に両市発行の広報紙を発送しております。

今後とも、砺波市及び南砺市が東海となみ野会と連携を図りながら、中京圏との交流活動が砺波地域の活性化に結びつくよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、砺波医療圏急患センターについて申し上げます。

地元の医師会の協力を得て、急患センターにおいて、内

科・小児科の初期救急医療を実施しておりますが、7月末までの4ヶ月間で内科、小児科を合わせて、2,692人の利用がありました。1診療日当たりの利用者は約18.6人となっております。

今後とも初期救急医療体制の充実を図るとともに、広く住民にPRしてまいりたいと考えております。

次に、ケーブルテレビ事業について申し上げます。

ご存知のとおり、7月24日に地上デジタル化放送の完全移行が完了しました。

皆様方のご理解、ご協力により大きな混乱もなく、ケーブルテレビ契約世帯が地上デジタル化放送に完全移行できたことに感謝いたします。

圏域内のケーブルテレビ加入率は、7月末現在58.9%となり、昨年同月の57.2%と比べますと1.7ポイント増加しております。

また、4月1日からのハイビジョン放送化により、TSTの番組の再編成を行い、データ放送が開始されるなど、放送内容の充実が図られておりますが、今後ともなお一層の加入促進を指導してまいります。

次に、ふるさと市町村圏事業について申し上げます。

東海北陸自動車道を利用した広域観光及び産業振興などの推進を図るため、観光連盟砺波地区会への活動支援及び北陸銀行金山橋支店における「となみ野観光巨大広告事業」の実施や若者定住促進事業である「ふるさと再発見バスツアー」をはじめ16事業につきまして、地域振興につながるよう事業展開をしてまいりたいと考えております。

次に、農業共済事業について申し上げます。

平成22年11月の農林水産省経営局長からの通知による「農業共済団体等における1県1組合化の取組みの推進について」の趣旨に基づき、本年4月に、県の農済連内に事務局を置く「特定組合化研究委員会」が設置されました。

今、進めようとしている特定組合化については、近年の本県の農業共済事業の事務費負担金の減額に加え、建物共済事業の低迷による賦課金収入の減少など組織の運営基盤は厳しい状況にあり、この現状を打開するためには県内4組合等と連合会が一体となって運営基盤の整備・強化を図ることが必要であることから、特定組合化への移行はその有効な手段であるとして進めているものであります。

今後とも、国の農業政策に対応しながら、農業者と信頼の絆を深め、農業共済事業の推進に努めてまいります。

また、本年度から戸別所得補償制度の対象が米に加え麦、大豆等の畑作物にも拡大して本格実施されたことにより、麦、大豆の引受面積も増えております。

今後、台風や集中豪雨などの自然災害が起きないように願っているところであります。

次に、水道事業について申し上げます。

まず、平成22年度の供給水量の状況は、夏場の猛暑と冬場の大雪により、日平均供給水量の実績が27,156トンとなりました。これは、基準水量27,000トンに対し100.6%になっております。

水質検査業務につきましては、水道法で定める50項目に及ぶ全項目検査を実施するとともに、砺波市、南砺市からの依頼検査も計画的に受託いたしております。

今後は、浄水場再構築の基本構想を策定し、財政状況を考

慮しながら施設の老朽化や耐震化に伴う更新を計画的に順次、実施していく予定であります。

今年度の主な施設改良につきましては、昨年度製作した中央監視設備の据付工事を7月上旬に発注いたしております。

その他、受電設備、取水ポンプ、薬品注入設備の更新及び水質分析機器の購入につきましても既に契約しており、いずれも年度内に完成及び納品される予定であります。

今後とも、安全な水を安定的に供給するために努力してまいる所存であります。

以上、主要事業について、その進捗状況等の概要を申し上げます。

それでは、これより本日提案いたしました議案等につきましてご説明申し上げます。

まず、予算関係について申し上げます。

議案第14号 平成23年度砺波広域圏事務組合農業共済事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、無事戻金等を支払うため 8,379千円の増額補正を行うものであります。

次に、議案第15号 平成23年度砺波広域圏事務組合農業共済事業無事戻金等の交付につきましては、議会の議決を経て無事戻金を支払いするものであります。

議案第16号 平成23年度砺波広域圏事務組合農業共済事業特別積立金の取崩しにつきましては、損害防止事業及び無事故奨励金に充てるものであります。

議案第17号 砺波広域圏事務組合CATV施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、地上デジタル放送化への移行に伴い、条例において、CATVの月額

料金を定めた表からアナログ加入料金の項を削除するものであります。

次に、報告第3号につきましては、専決処分第2号として農業災害補償法第115条第3項の規定により、成乳牛の死廃・病傷事故について、農家ごとの被害格差を危険率の範囲内で是正するため、死廃・病傷の発生率に基づき家畜共済の危険段階共済掛金標準率等を定めたものであります。

また、専決処分第4号として園芸施設共済において、平成23年1月から2月の豪雪により雪害が多く発生しましたが、その補償に充てるため、共済金を3,344千円から4,194千円に増額補正したものであります。

また、専決処分第5号として、畑作物の戸別所得補償制度が実施されたことにより、畑作物共済掛金が2倍近くとなり、農家負担が増えていることから、その負担の軽減を図り、加入しやすい制度とするため、農業共済条例の一部を改正したものであります。

次に、報告第4号につきましては、損害賠償請求の支払の専決処分に関するもの2件であります。

次に、認定第1号及び認定第2号 決算の認定につきましては、平成22年度砺波広域圏事務組合一般会計、基金特別会計、農業共済事業特別会計及び水道事業会計について、それぞれ法令に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明といたします。

なにとぞ、慎重にご審議のうえ、可決、承認及び認定賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたしま

す。

○議長（且見君） 次に、監査委員から平成22年度砺波広域圏事務組合一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の審査結果報告がございます。

監査委員 高桑 俊介 君

[監査委員 高桑 俊介 君 登壇]

○監査委員（高桑君） 平成22年度の砺波広域圏事務組合一般会計、特別会計及び企業会計の歳入歳出決算につきまして、去る7月15日に砺波市役所において審査をいたしましたのであります。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

審査の方法につきましては、議会で議決された予算に基づいて、適正に執行されているか否かを確認し、収入額及び支出済額については、証拠書類等に基づいて作成された出納日計簿、収入簿及び支出簿等と計数照合を行ったのであります。

更に、一般会計及び基金特別会計については、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書の調査を行い、農業共済事業特別会計及び水道事業会計については、損益計算書等の財務諸表の調査を行い、いずれの会計も既に実施した例月出納検査の状況を参考にし、関係職員の説明を聴取しながら実施したのであります。

最初に、一般会計の状況について申し上げます。

平成22年度の決算額は、歳入が、31億273万6,419円 歳出が、27億5,833万5,488円で、

差引剰余金は3億4,440万931円となっております。

この剰余金につきましては、共通的経費と事業毎の区分に従って明確に処理されております。

決算の概要及び審査の結果につきましては、お手元に配付してあります一般会計及び基金特別会計決算審査意見書のとおりであります。

一般会計につきましては、前年度に比べて歳入では4.3%の減、歳出でも5.2%の減となっております。

歳出の主な増減について申し上げます。

議会費では、視察研修費が前年度より減少しております。

総務費では、地域情報通信基盤整備推進事業が終了したため大幅に減少しております。

民生費では、知的障害児の通所施設である「わらび学園」の事業費が増えております。

近年、保護者や行政関係者の間で、このような児童福祉施設への理解が少しずつ進み、医療と保育を総合的に実施する施設として認識されるようになってきたことから、それに伴い、わらび学園への通所児童数が増え、事業費も増加しているものであります。

衛生費では、全体的に決算額が増加しております。内訳として、保健衛生費では、「砺波医療圏急患センター」については、医療スタッフの体制も充実し、資金的にも適切に運営されております。執行額については、利用者の減少により減っております。

清掃事業の、「クリーンセンターとなみ費」では、容器包装リサイクル法に基づくゴミの分別収集が徹底され、可燃ゴミの減量化を図っているが、最終処分場の延命化や施設更新

に係る剰余金の積立てを検討していただきたい。

また、「南砺リサイクルセンター費」では、固形燃料を、市内の公共施設へ供給しているが、その設備の特殊性により維持修繕費が高むことや、固形燃料の供給先が先細りの状況にあることなどから、早急に今後の対策の方針を示されたい。

消防費では、南砺消防署五箇山出張所にC A F S付き消防ポンプ車を配備しております。また、平成23年4月1日の小矢部市消防本部との消防業務統合のために、通信指令回線接続工事並びに無線設備の変更業務、職員被服の名称変更等を実施し、消防の広域化に係る経費を執行しております。消防費は、前年度より5,979万7千円増加しております。

以上、一般会計においては、今後とも、適切に事業を執行するとともに、中・長期資金計画に基づき、更に適正かつ効率的な財政運営に努められるよう要望するものです。

また、基金特別会計では、歳入が4,042万9,921円、歳出が1,452万3,842円で、差引余剰金2,590万6,079円で前年度に比べて歳入で1.1%の減で、歳出で4.8%の増となっております。

広域行政の強化を目的とした基金積立金の運用益を活用し、圏域全体の活性化を目指し、地域振興事業が継続されております。

今後とも、広域活動計画に基づき、事業を執行するとともに、基金を安全かつ有用に運用していただきたい。

次に、農業共済事業特別会計の状況について申し上げます。

決算の状況につきましては、概ね順調に推移しております。

決算の概要及び審査の結果につきましては、お手元に配付してあります農業共済事業特別会計決算審査意見書のお

りであります。

引受け状況は、総共済金額で前年度に比べて8.3%下回っております。

米の作況指数が101の「平年並み」となりましたが、米の過剰作付けにより米の需給バランスが取れておらず、米政策全体の見直しが問題となっております。

全体的には共済金の支払総額は前年度に比べて20.4%増加しておりますが、農作物、果樹、畑作物の3つの共済事業において当年度も純利益を出しております。

また、業務勘定においては、両市からの補助金や農業共済推進協議会からの寄付金により収支バランスが図られておりますが、引き続き、効率的な運営に努める必要があります。

今後とも、農業共済制度の果たす役割の原点に戻り、全国に誇れる「砺波平野の豊かな大地」を守るため、農業者との信頼の絆を深め、農業共済制度を推進し、農家経営を支える役割を果たされるよう要望します。

次に、水道事業会計の状況について申し上げます。

決算の状況につきましては、概ね順調に推移しております。

決算の概要及び審査の結果につきましては、お手元に配付してあります水道事業会計決算審査意見書のとおりであります。

業務については、安定的に推移しており、供給水量については、昨年の夏が猛暑であったことや今年の冬が大雪であったこと等から前年度を上回り、基準水量を超過しており、実績水量（日平均水量）では、前年度に比べ1.1%の増となっております。

また、経営面では7,400万円あまりの黒字となっております。

ります。

年度末の現金、預金残高は8億4,000万円に増加いたしており、今後の基幹施設の耐震化を含めた施設の再構築や長期的な計画に基づく老朽化施設の更新事業の財源として、減債積立金や建設改良積立金を予定しながら、有効に利用されたい。

運営については、引き続き、効率的な維持管理により低廉な料金できれいな水を安定的に供給されるよう要望するものです。

最後に、審査に付された各決算書及び付属書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、決算計数は証拠書類及び諸帳簿等と符合し、適正に行われていたことを申し上げ、簡単ではありますが決算審査のご報告といたします。

○議長（且見君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時 3分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（且見君） 休憩前に引き続き会議を開きます

これより日程第7、一般質問並びに上程全議案に対する質疑に入ります。

○議長（且見君） 通告により発言を許可します。

3番 浅田 裕二 君

[3番 浅田 裕二 君 登壇]

○議員（浅田君） 南砺市議会議員の浅田です。議長のお許しを頂

きましたので、通告書に従い、只今より一般質問を行います。

今年3月の11日に東北地方で起こった東日本大震災以来、行政を執行する立場にとって、各分野から、防災或いは環境或いは、観光を含めた経済全般等に対して、今後の対応に様々な方面から沢山の意見や考え方が示され、これからの行政の舵取りに対して、大変大事な局面を迎えておられる時期ではないかと思えます。

そんな中、砺波広域圏事務組合のホームページに記載されている、沿革を紐解きますと、昭和44年に広域市町村圏の指定を受け、翌昭和45年3月に昭和60年までの基本構想が策定され、昭和45年7月16日に当組合が設立認可され発足しました。

以来広域事業の改廃新設等を経て、平成16年の11月の平成の合併により砺波市と南砺市の2つの市による構成で、広域の一般事務が執り行われ、現在にいたっているところであります。事業内容につきましては、本年の4月より砺波広域圏消防本部が砺波、小矢部、南砺3市の広域再編により分離した事により事務量は軽減されましたが、広域圏活動計画の策定に関する事務、又それに基づく圏域内の振興整備に資するため行われる、広域的な観光事業、国際化推進事業、産業振興事業、情報化事業、生活環境整備事業に関する事務、知的障害児通園施設・ゴミ処理施設・救急医療施設・ケーブルテレビ施設等の設置、管理、運営に関する事務など多岐にわたり、積極的に広域的に展開して来ましたが、それも事務組合開設以来一貫して4次に及ぶ基本構想が議会の議決を経て策定され、それを規範として、執行されて来たものと考えるところであります。

直近の基本構想は、平成13年の2月議会で議決され平成22年度でその計画年度が終わった処であります。

そこで、質問に入りたいと思います。

本年の4月の消防広域再編による業務量の推移等で新しい基本構想に手を付けられない局面もあったかと思いますが、事務組合の最高規範と云っておかしくない、総合計画基本構想の存在が絶対不可欠でないかと思われれます。又、議決案件としての性質も勘案した場合、改正により義務付けが撤廃されたとはいえ、地方自治法第2条4項に謳われている意味合いにおいて必要かと思われれます。特に、管理者・副管理者が平成20年12月に上田・田中体制と新しくなり、新体制としての今後の方針を示す絶好の機会とも捉えられる事から早急な基本構想の策定に向けた準備をお願いするところではありますが、管理者の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

又一方、現在策定されている広域圏活動計画が、平成23年度から27年度の5年間の当組合の基本計画として、同じくホームページに公開されています。これは議決案件からは、除外されているものであります。これはあまりにも、一般普遍的なものであり、最近の傾向として、小学生が見ても解る基本計画と云う言葉も有ろうかと思えますが、市民に対してもう少し丁寧で、具現化された計画として策定され公開される必要があると思えますが管理者の考え方をお聞きします。

続いて、ゴミ処理事業について質問します。

平成20年8月議会において山森議員が当時の管理者である安念前砺波市長にゴミ処理施設基本構想について質問され砺波広域圏のゴミ処理施設の今後の課題が一般に示さ

れ、明らかに成った処であります。その質問の中、ゴミ処理施設は、耐用年数が20年と云われ、その当時では、クリーンセンターとなみでは、施設更新から18年目を迎え、南砺リサイクルセンターも築14年目を迎えていました。それから3年間は立ち一方は、一般的に予測されている耐用年数を超えており、一方も固形燃料の引き取り先の問題等で、難題が山積でもあります。そんな中、執行部の努力も有り、また経済活動の緩やかな鈍化の流れも有りますが、最終処分場も含め懸命な延命策が功を奏しているのか、現在のところ、今しばらくの猶予が有ると聞いているところでもあります。

然しながら、計画決定してから完成まで10年或いは、場合によっては、それ以上の年月は懸かると云う、所謂、迷惑施設の建設において、この砺波広域圏事務組合においてそんなに猶予は考えられないと思います。

そこで以下4点について質問いたします。

先ず改めて、今あるゴミ処理施設の最終処分場を含めた耐用年数の予測と、今後を含めた諸課題についてお聞きいたします。

続いて、先の質問にもありましたが、平成20年度がゴミ施設基本構想策定年度で有りましたが、その後コンサルによる4つの案が示されたところではありますが、以降どのように進捗しているかお伺いします。

また、当然建設費は多額の費用が懸かると推定される所ではありますが、その財源として、26年度末でその期限が来る合併特例債の位置付けが大変重要かと思えます。その取扱いに対してどのような考えをお持ちか伺います。

最後になりますが、砺波市、南砺市両議会としてもこのゴ

ミ処理施設の取り扱い方が、当広域圏事務組合としての最重要課題の一つと考えているところでもあります。基本計画決定に当たり、議員としても当然汗を流していかねばならないと、肝に銘じているところでもあります。両市の議員の協議会や、或いは特別委員会の設置なども当然視野に入ってくると思います。管理者の考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で質問を終わりますが、情報公開が活発に行われる中、市民の関心度も格段に上がっている折から、執行機関の明快な答弁、スピーディーな取り組みと、きめ細やかな情報の公開をお願いいたしまして8月定例会の質問を終わります。

○議長（且見君） 答弁を求めます。

管理者 上田 信雅 君

[管理者 上田 信雅 君 登壇]

○管理者（上田君） 浅田議員ご質問のうち、まず、砺波広域圏基本構想・計画について、お答えいたします。当組合には、平成13年度から平成22年度までを計画期間とする総合計画である「砺波地区ふるさと市町村圏計画」がありました。

一昨年の3月に、国の「広域行政圏等策定要綱」が廃止され、広域圏において、総合計画を策定する法的根拠がなくなり、その存在意義が小さくなったことから、新しい総合計画基本構想を策定しなかったものであります。

これについては、広域圏事務組合規約を改正する必要があったので、昨年11月の当組合議会の全員協議会での説明を経て、両市の12月議会において、規約の改正を議決していただいたうえで実施したところでもあります。

ただし、広域圏の事業といえども、当然、計画的に執行する必要がありますので、主な事業については、計画を立ててそれに沿って進めているものであります。

たとえば、ごみ処理については、南砺リサイクルセンター分については平成14年度に、クリーンセンターとなみ分については平成15年度に、それぞれ、ごみ処理基本計画を策定し、それに沿って運営しており、また、必要に応じて、計画を見直すこととしております。また、水道事業についても平成21年度に、「砺波広域圏地域水道ビジョン」を策定し、現在、これに沿って事業運営をしており、必要に応じて見直しを実施してまいります。

このようなことから、総合計画がなくなったといっても、主要事業ごとには計画を策定しており、その中で、事業運営の理念や目的を明確にし、それに沿って計画的に事業を運営しているものであります。

なお、広域圏における総合計画の策定の法的根拠がなくなったと先ほど申し上げましたが、市町村の総合計画についても、その根拠となる地方自治法が本年4月に改正され、総合計画基本構想を策定する法的根拠がなくなったところであります。

次に、広域活動計画についてのご質問であります。この計画は、広域圏の基金10億円の利子を財源として、各種団体のソフト事業への支援について定めたものであります。

この計画に法的な根拠はありませんが、毎年、予算に計上して、広域活動計画に沿って事業を執行しております。

この計画の情報提供については、ホームページを通じて実施しておりますが、今後は、市民に一層分かりやすいように、

「広域圏だより」などを通じて情報提供してまいります。

実施している事業を大きく分けると、「人が支えるやさしい圏域づくり」事業として、「ふるさと再発見バスツアー」や「愛のキューピット事業」などを。

また、「大きく広がる圏域づくり」事業として、「観光宣伝キャラバン隊派遣事業」や「屋外広告等などの情報発信事業」を。

更には、「文化が交わる圏域づくり」事業として、「となみ野100キロ徒歩の旅」や「となみ野の音楽祭、芸術祭」などへの支援を行っているものであります。

次に、ごみ処理事業について、お答えいたします。

まず、ごみ処理施設の現状と課題について申し上げます。

浅田議員、御承知の通り、砺波広域圏内には2か所のごみ処理施設があります。

一つは、「クリーンセンターとなみ」で、砺波市全域と南砺市の井波・福野・利賀地域から排出されるごみを1日約55トン焼却処理しており、平成3年に稼働し20年が経過しました。

もう一つは「南砺リサイクルセンター」で、南砺市の福光・城端・井口・平・上平地域から排出されるごみ、1日約28トン进行处理し、固形燃料を製造する施設で循環型社会を目指した環境の時代にふさわしい施設として、平成7年に稼働し16年が経過しました。

これらの施設の課題としては、「クリーンセンターとなみ」は、築後20年が経過しましたが適切に維持管理すれば、もう10年は使用できると考えており、それまでに、その後のごみ処理施設について検討する必要があります。

また、最終処分場は、あと10数年は使用できるものと見込んでいるところでもあります。

次に、「南砺リサイクルセンター」は、可燃ごみから固形燃料を製造する施設であります。家庭から出されるごみには、塩分が多く含まれており、南砺市内の学校やプールなどの公共施設で使用している固形燃料専用のボイラーは傷みが早く、修繕などの維持管理費が嵩むという問題があります。

このようなことから、南砺市では、この固形燃料は、現在3か所の公共施設で使用しているにとどまっており、他の施設は、順次、重油用のボイラーに切り替えているところでもあります。

また、民間への固形燃料の引取りも模索してまいりましたが、引取りには再加工が必要なことなどにより、年々、その処理費用も嵩んでおり、引取り先が先細りというのが現状であります。

また、最終処分場の処分可能量については、本年度測量調査を進めているところでもあります。

可燃ごみの処理については、ごみ処理施設基本構想を、平成21年2月に作成し、この中で、「課題と対応策」、「将来のごみ排出量」、「処理施設の規模や概算費用」、「4つの案の比較表」を示したところでもあります。

その4つの案を紹介しますと、第1案は「収集範囲を現状維持する場合」、第2案は「両市単独処理を行う場合」、第3案は「両市統合処理を行う場合」、第4案は「現状施設を維持する場合」というものであります。

その基本構想策定後の進捗としては、現在、南砺市において、今後、固形燃料製造施設を稼働しない方向で検討がなさ

れており、その施設稼働廃止後のごみ処理の方策としては、人口10万人程度の当地域では、初期投資や維持管理費など経済効率の面から考えますと、広域圏内に1か所の新しいごみ処理施設を設置し、そこで、まとめて圏域内の可燃ごみの処理を行う方向が望ましいと考えているところであります。

その施設の建設時期としましては、クリーンセンターとナミは、あと10年間、使用できるものと予想しており、その前に稼働を廃止するのは、不経済であることから、10年後を目途にするのがよいのではと考えております。

この施設建設の財源としては、国の交付金と地方債を念頭に置いており、合併特例債については平成26年度までという制限があることから、現時点では考えてはおりません。

次に、施設整備の検討体制については、年に2回の定例の議会や全員協議会の場などを有効に活用してまいりたいと考えておりますが、まだ、どのような体制がふさわしいか、議会と協議しながら検討してまいりますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

いずれにせよ、これは、当組合の最重要課題であり、議員各位の強力なご支援がなければ実現できないと考えておりますので、今後とも、ご配慮賜りますようよろしくお願い申し上げます。浅田議員への答弁といたします。

○議長（且見君） これをもちまして、一般質問並びに上程全議案に対する質疑を終了いたします。

○議長（且見君） ただいま議題となっております議案第14号から議案第17号まで並びに報告第3号、報告第4号、認定第

1号及び認定第2号につきましては、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（且見君） 以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、次の本会議は、26日午後4時20分から再開いたします。本日はこれをもって散会いたします。どうもご苦労様でした。

午前11時36分 閉議

平成23年8月砺波広域圏事務組合議会定例会会議録（第2号）

1 議事日程

日程第1 議案第14号から議案第17号まで、平成23年度砺波広域圏事務組合農業共済事業特別会計補正予算（第1号）外3件並びに報告第3号、報告第4号、認定第1号及び認定第2号決算の認定を求めることについて（委員長報告、質疑、討論、採決）

Ⅱ 第2 管事項調査に係る閉会中の継続審査について

1 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

1 開議及び閉議の日時

平成23年8月26日 午後4時20分

平成23年8月26日 午後4時40分

1 出席議員（10名）

1番 山田 勉                      3番 浅田 裕二                      5番 林 忠男

6番 水木 猛                      7番 江守 俊光                      8番 城岸 一明

9番 且見 公順                      10番 堀田 信一                      11番 山森 文夫

12番 池田 守正

1 欠席議員（2名）

2番 稲垣 修                      4番 片岸 博

1 説明のため議場に出席した者の職、氏名

管 理 者 上田 信雅      副 管 理 者 田中 幹夫

会計管理者	宮崎 保治	事務局 長	宮本 隆志
農業共済センター所長	森田 智之	水道事業 所長	中嶋 学
クリーンセンターとなみ所長代理	松山 勉	南砺リサイクルセンター所長	山本 一男
総務課 長	石崎 彰	農済事業推進課長	金平 聡
水道業務課 長	八田 浩資		

1 職務のため議場に参加した事務局職員

総務課主幹 村井 一仁 企画係長 本田 幸雄

1 会議の経過

午後4時20分 開議

○議長（且見君） ただいまの出席議員は、10名であります。

定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

日程第1、議案第14号 平成23年度砺波広域圏事務組合農業共済事業特別会計補正予算（第1号）外3件並びに報告第3号、報告第4号、認定第1号及び認定第2号決算の認定を求めることについてを議題といたします。

まず、各常任委員長の報告を求めます。

産業経済常任委員長 浅田 裕二 君

[産業経済常任委員長 浅田 裕二 君 登壇]

○産業経済常任委員長（浅田君） 産業経済常任委員会の審査結果とその概要について、ご報告申し上げます。

今定例会におきまして当委員会に付託された議案を審査するため、8月25日午後1時から、上田管理者をはじめ副

管理者、会計管理者、関係所属長等の出席のもと、委員会を開催いたしました。

本定例会において、産業経済常任委員会に付託された案件は、

- |        |  |
|--------|--|
| 議案第14号 | 平成23年度砺波広域圏事務組合農業<br>共済事業特別会計補正予算（第1号）   |
| 議案第15号 | 平成23年度砺波広域圏事務組合農業<br>共済事業無事戻金等の交付について  |
| 議案第16号 | 平成23年度砺波広域圏事務組合農業<br>共済事業特別積立金の取崩しについて   |
| 報告第3号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>・専決処分第2号 平成23年度砺波広<br>域圏事務組合農業共済事業家畜共済<br>危険段階共済掛金標準率等の決定に<br>ついて<br>・専決処分第4号 平成22年度砺波広<br>域圏事務組合農業共済事業特別会計<br>補正予算（第3号）<br>・専決処分第5号 砺波広域圏事務組合<br>農業共済条例の一部改正について |

並びに

- |       |   |
|-------|---|
| 認定第1号 | 砺波広域圏事務組合決算の認定につい<br>て（一般会計及び特別会計決算認定）<br><b>【所管部分】</b> |
| 認定第2号 | 砺波広域圏事務組合決算の認定につい<br>て（企業会計決算認定）                        |

以上、議案3件並びに報告1件、認定2件であります。

当局から議案の詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。

その結果、付託議案については、委員全員の賛成を得て、それぞれ原案のとおり可決、承認、認定することに決しました。

ここで、主な質疑、意見等について申し上げます。

まず、農業共済事業で畑作物共済勘定の未処理不足金の処理はどのようにしていくのかと質したところ、利益が出るときに徐々に補てんしていきたいとのことでありました。また、農家の何割が共済掛金をかけているのかと質したところ、水稻の場合は、10アール以上は義務加入となっており、ほとんどの農家が加入しているとのことでありました。

また、南砺リサイクルセンターの固形燃料は、南砺市内で34%消費しているが、公共施設のボイラーの改修更新後、固形燃料を利用しなくなっている。今後の見込みはどのようになっているかと質したところ、市内での供給先が減り、市外業者への販売が増えることから、その売却収入は増えるものであるとのことでありました。また、有価物収入が前年度より下がったのはなぜかと質したところ、固形燃料の供給先及び売り払い単価が前年度に比べ下がったためであるとのことでありました。

また、水道事業会計で有価証券を保有しているが、具体的にどのようなものか質したところ、3ヶ月の短期国債を随時購入し、運用しているとのことでありました。また、水道使用量が1～2月に多いのはどうしてかと質したところ、冬場に水道水で融雪する家庭や企業が多くあるためとのことでありました。また、基準水量2万7千トンは今後どのように

なるのかと質したところ、平成30年度までは両市と協議し、2万7千トンに据え置くとのことでありました。

以上、審査結果の一端を申し上げまして、産業経済常任委員会の報告といたします。

○議長（且見君）

総務民生常任委員長 山森 文夫 君

[総務民生常任委員長 山森 文夫 君 登壇]

○総務民生常任委員長（山森君） 総務民生常任委員会の審査結果とその概要について、ご報告申し上げます。

今定例会におきまして、当委員会に付託された議案を審査するため、8月25日午後3時から、上田管理者をはじめ副管理者、会計管理者、関係所属長等の出席を得て委員会を開催いたしました。

本定例会において、総務民生常任委員会に付託された案件は、

議案第17号 砺波広域圏事務組合CATV施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

報告第4号 専決処分の報告について

・専決処分第3号 損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決定について

・専決処分第6号 損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額の決定について

認定第1号 砺波広域圏事務組合決算の認定について

(一般会計及び特別会計決算認定)

【所管部分】

以上、議案1件並びに報告1件、認定1件であります。

当局から議案の詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。

その結果、付託案件については、それぞれ原案のとおり可決、承認、認定することに決したのであります。

ここで主な質疑、意見等について申し上げます。

まず、基金事業の中に伝送路データ保守管理とあるが、これはどのようなことをどこに委託して行っているのかと質したところ、ケーブル網の地図情報を管理するシステムの保守管理を指定管理者であるTSTテクノに委託して行っているとのことでありました。

次に、砺波医療圏急患センターの医師・所長手当はどのような内容かを質したところ、夜間365日、日中69日の診療に携わっている医師に支払っているもので、その単価は他の急患センターと同程度の水準となっているとのことでありました。

また、なぜ予算の流用が多いのか、適正な執行しているのかと質したところ、予算編成時には見込めなかった事務事業について、やむを得ず流用処理を行っているものであり、地方自治法の規定に定める範囲内で行っているものである。今後、適切な見積りを行い、なるべく流用のないような会計処理を行いたいとのことでありました。

また、わらび学園の園児が増えているようであるが施設の

収容能力は大丈夫かと質したところ、現場の実態としては手狭であるが、厚生労働省が示している面積の基準は十分に満たしている状況であるとのことでありました。

以上、審査結果の一端を申し上げまして、総務民生常任委員会の報告といたします。

○議長（且見君） これより、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（且見君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

○議長（且見君） これより採決に移ります。

まず、議案第14号の議案1件について採決いたします。  
お諮りいたします。

議案第14号 平成23年度砺波広域圏事務組合農業  
共済事業特別会計補正予算（第1号）

以上、議案1件に対する常任委員長の報告は原案のとおり可決であります。常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（且見君） 起立全員であります。よって議案第14号の議案1件については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第15号及び議案第16号の議案2件に

ついて採決いたします。お諮りいたします。

議案第15号 平成23年度砺波広域圏事務組合農業  
共済事業無事戻金等の交付について

議案第16号 平成23年度砺波広域圏事務組合農業  
共済事業特別積立金の取崩しについて

以上、議案2件に対する常任委員長報告は原案のとおり可決であります。常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（且見君） 起立全員であります。よって議案第15号及び議案第16号の議案2件については、原案のとおり、可決されました。

続きまして、議案第17号の議案1件について採決いたします。お諮りいたします。

議案第17号 砺波広域圏事務組合CATV施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

以上、議案1件に対する常任委員長報告は原案のとおり可決であります。常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（且見君） 起立全員であります。よって議案第17号の議案1件については、原案のとおり、可決されました。

続きまして、報告第3号の報告1件について採決いたします。お諮りいたします。

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

- ・ 専決処分第2号 砺波広域圏事務組合  
農業共済事業家畜共済危険段階共済  
掛金標準率等の決定について
- ・ 専決処分第4号 平成22年度砺波広  
域圏事務組合農業共済事業特別会計  
補正予算（第3号）
- ・ 専決処分第5号 砺波広域圏事務組合  
農業共済条例の一部改正について

以上、報告1件に対する常任委員長の報告は原案のとおり承認であります。常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（且見君） 起立全員であります。よって報告第3号の報告1件については、原案のとおり、承認されました。

続きまして、報告第4号の報告1件について採決いたします。お諮りいたします。

報告第4号

専決処分の報告について

- ・ 専決処分第3号 損害賠償請求に係る  
和解及び損害賠償の額の決定について
- ・ 専決処分第6号 損害賠償請求に係る  
和解及び損害賠償の額の決定について

以上、報告1件に対する常任委員長の報告は原案のとおり承認であります。常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（且見君） 起立全員であります。よって報告第4号の報告1件については、原案のとおり、承認されました。

続きまして、認定第1号及び認定第2号について採決いたします。お諮りいたします。

認定第1号 砺波広域圏事務組合決算の認定について  
(一般会計及び特別会計決算認定)

認定第2号 砺波広域圏事務組合決算の認定について  
(企業会計決算認定)

以上、認定2件に対する各常任委員長報告は原案のとおり認定であります。各常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（且見君） 起立全員であります。よって認定第1号及び認定第2号は、原案のとおり、認定されました。

○議長（且見君） 次に、日程第2、所管事項調査に係る閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第69条の規定により、お手元に配付いたしました閉会中の継続審査申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。お諮りいたします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から申し出のとおり、それぞれ調査が終了するまで、これを閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

[[異議なし]と呼ぶ者あり]

○議長（且見君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会及びに各常任委員会の申し出のとおり、それぞれ調査が終了するまで、これを閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（且見君） 以上で、本定例会に付議されました全議案を議了いたしました。

管理者から、ご挨拶があります。

管理者 上田 信雅 君

[管理者 上田 信雅 君 登壇]

○管理者（上田君） 8月定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

記録的な猛暑であった昨年ほどではありませんでしたが、今年の夏も大変暑く、寝苦しい夜が何日もありました。今月下旬になってようやく暑さも収まり幾分過ごし易くなった今日この頃であります。

今議会に提案いたしました議案等につきまして、議員各位には慎重にご審議を賜り、提出いたしました議案すべてについてそれぞれ可決・承認・認定を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

ご存知のとおり、砺波広域圏事業は、ごみ処理、農業共済、水道等、どの事業も住民の生活に直結した仕事であり、一日も休むことのできない重要な業務ばかりであることから、常に安定的に事業を運営していくことが大切であると思つて

おります。

広域圏では、ごみ処理の問題、医療の問題など様々な課題を抱えており、これらに対処するために、お互いに努力を重ねて参りたいと存じます。

終りに、会期中の各委員会等で賜りました貴重なご意見やご指摘を今後の広域圏運営の参考にしてまいりたいと考えております。

猛暑は収まったようですが、まだまだ暑い日が続いております。議員各位におかれましては、ご健康に留意され、今後とも砺波広域圏発展のために変わらぬご指導を心からお願い申し上げます。閉会のお礼といたします。ありがとうございました。

○議長（且見君） これをもちまして、平成23年8月砺波広域圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦勞様でございました。

午後4時40分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年8月26日

議 長 且 見 公 順

署名議員 稲 垣 修

署名議員 浅 田 裕 二